

定 款

特定非営利活動法人

ぶ どう の い え

特定非営利活動法人ぶどうのいえ定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ぶどうのいえという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区弥生一丁目3番12号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」の一環として、医療機関に検診・医療・入院の目的で、病気の幼児、児童に付き添い又は介護等のため滞在する母親、家族等に低廉なる費用で滞在できるよう「滞在施設」を提供することにより、病気の子ども達と家族の福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 子どもの健全育成を図る活動
- ③ 上記の関連する活動を行なう団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- ① 難病等の子ども達と家族の滞在施設ぶどうのいえの管理・運営に関する事業
- ② 難病等の子ども達と家族の現状について、広く国民に理解を求める広報活動に関する事業
- ③ 難病等の子ども達と家族に対する援助・支援活動に関する事業
- ④ この法人の目的達成のために必要な活動に関する事業

第2章 運 営 会 員

(運営会員)

第6条 運営会員は、この法人の目的に賛同し、事業運営に積極的に参加協力する個人又は団体とする。

- 2 この法人は、運営会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。
- 3 運営会員の規則は、理事会の議決を経て、「運営会員規則」を別途定める。

(入 会)

第7条 運営会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得ることによって入会することができる。

- 2 運営会員は、入会に当たって、別に定める年会費を納めなければならない。
- 3 理事会は、入会申込者が第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条ならびに第5条に定める活動及び事業運営に協力することができる者と認められるときは、正当な理由のない限り、入会を認めるものとする。
- 4 理事会が入会を不承認とした場合は、理由を付した書面をもって、速やかに本人にその旨を通知しなければならない。

(退 会)

第8条 退会しようとする者は、退会届を提出することによって、任意に退会できる。

(除 名)

第9条 運営会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- ① 法令、本法人の定款または規則に違反したとき
 - ② 本法人の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により運営会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該運営会員に弁明の機会を与えなければならない。

(運営会員の資格の喪失)

第10条 運営会員が次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

- ① 本人が退会の意思を表明したとき
- ② 本人が死亡し、若しくは失踪宣告をうけ、又は法人その他の団体にあつては、解散したとき
- ③ 2年を超えて会費を滞納したとき
- ④ 除名されたとき

第3章 役 員

(役員の種類および定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 11名以上
 - ② 監事 2名
- 2 理事長 1名及び副理事長2名以上は、理事が互選する。

(役員を選任等)

第12条 理事及び監事は、運営会員の中から総会で選任する。

- 2 法（平成10年法律7号）第20条各号に掲げる欠格事由のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれることになってはならない。

(監事の兼職禁止)

第13条 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は他の在任者の残存期間とする。

- 3 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、辞任または解任によりその定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(理事の職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。ただし日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告するものとする。

(理事会の権能)

第17条 理事会は、定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ 事務局の組織及び運営に関する事項
- ④ 諸規定の制定及び改廃に関する事項
- ⑤ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第18条 理事会は、理事長がこれを招集する。

- 2 定例理事会は、少なくとも毎年3回以上招集する。
- 3 臨時会は、次に掲げる場合に招集する。
 - ① 理事長が必要と認めたとき
 - ② 理事総数の4分の1以上又は監事から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- 4 前項第2号の場合には、理事長は、その請求のあった日から1週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、あらかじめ書面により、会議の日時、場所及び目的事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(理事会の議事)

第19条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事会は、理事の総数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 やむを得ない事由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、第2項及び次項の規定の適用につき、これを出席したものとみなす。
- 5 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の議決につき特別の利害関係を有する理事は、その議決に参加することができない。

(理事会の議事録)

第20条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- ① 日時及び場所
 - ② 理事総数、出席者数及び出席者の氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記する。)
 - ③ 付議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名し又は記名押印する。

(監事の職務)

第21条 監事は、次に掲げる職務をおこなう。

- ① 理事の職務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

(役員解任)

第22条 次の各号の一に該当する場合には、理事の場合は理事会の議決により、監事の場合は総会の議決によりこれを解任することができる。

- ① 心身の故障のために職務の遂行に堪えないと認められた時
 - ② 職務上の義務違反、その他役員たるに適しない非行があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第23条 この法人の役員はその総数3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用の弁済を受けることができる。

3 前2項に関し、必要な事項は総会の議決を得て、理事長が別に定める。

(事務局)

第24条 この法人に事務局を置き、事務局には、事務局長1名及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事長の監督を受け、職員を指揮して、この法人の業務を処理する。

3 事務局長及び職員の任命は、理事長がこれを行なう。ただし、事務局長の任免については、理事会の承認を要する。

第4章 運営総会

(総会の構成)

第25条 総会は運営会員をもって構成する。各運営会員の表決権は、平等なものとする。

(総会の権能)

第26条 総会は、次の事項を議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散及び合併
- ③ 事業計画及び予算並びにその変更
- ④ 事業報告及び決算
- ⑤ 役員を選任及び監事の解任
- ⑥ 役員の職務及び報酬
- ⑦ 資産の管理の方法
- ⑧ 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第41条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑨ その他事業の運営に関する重要事項

(総会の招集)

第27条 総会は、本条第3項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に招集する。
 - ① 理事会が必要と認めたとき
 - ② 運営会員総数の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - ③ 監事が第21条第4号の規定に基づいて招集するとき
- 4 前項第2号の場合には、理事長は、その請求のあった日から4週間以内に総会を招集しなければならない。
- 5 総会を招集するときは、開催の日の5日前までに書面により、会議の日時、場所及び目的事項を通知するものとする。

(総会の議事)

第28条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 総会は、運営会員総数の2分の1以上出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 3 やむを得ない事由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項につき書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の規定により表決した運営会員は、第2項及び次項の規定の適用につきこれを出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、定款に別に定めのある場合を除き、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の議決つき特別の利害関係を有する運営会員は、その議決に参加することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- ① 日時及び場所
- ② 運営会員総数、出席者数及び出席者の氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記する。)
- ③ 付議事項

- ④ 議事の経過の概要及び結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名し又は記名押印する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 会費
- ③ 事業に伴う収益
- ④ 補助金収益
- ⑤ 財産から生じる収益
- ⑥ 寄付金品
- ⑦ その他の収益

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を得て、別に定める。

(会計の原則)

第32条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行われなければならない。

(会計区分)

第33条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計のみとする。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第35条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第36条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、予算成立したときは、当該予算に基づく収益費用とみなす。

(予算の補正)

第37条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定の予算に追加その他の変更を加えることができる。

(事業報告および決算)

第38条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 39 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 6 章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。かつ、法 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第 7 章 解散及び合併

(解 散)

第 41 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 運営会員の欠乏
- ④ 合併
- ⑤ 破産手続開始の決定
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し

2 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人)

第 42 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合 併)

第 43 条 この法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

2 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した運営会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経るとともに、所轄庁の認証を受けなければならない。

第 8 章 雑 則

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、特定非営利活動法人ぶどうのいえの掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法 28 条の 2 第一項に規定する貸借対照表の公示については、この法人のホームページにおいて行う。

(細 則)

第 45 条 定款の施行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらずこの法人の成立の日から 2000 年 12 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 34 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2000 年 12 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 35 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - ① 個人会員 年額 3,000 円以上
 - ② 法人会員 年額 50,000 円以上

別表

理事長	大畑喜道
常務理事	堀内昭
常務理事	金井玲子
理事	太田博之
理事	大隈廣
理事	佐藤武雄
理事	田中宏
理事	竹内出
理事	多田威夫
理事	西川豊旦
理事	南良夫
理事	宮崎誠也
監事	酒卷徹
監事	横倉正義

2020年3月7日

以上は当法人の定款に相違ありません。

東京都文京区弥生一丁目3番12号
特定非営利活動法人 ぶどうのいえ
理事 大 限 廣